

改正森林法・森林組合法等が 施行されました

平成28年5月に可決・成立した「森林法等の一部を改正する法律」が、今年4月に施行されました。森林資源の循環利用や公益的機能の維持増進を図るため、新たに措置された制度の適切な運用と効果的な活用が重要です。以下に主な制度の概要を紹介します。

1 市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出

▼ ↑ 90日～30日の間

2 伐採の実施



3 造林の実施

▼ ↑ 30日以内

4 市町村長に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」を提出

新設

※ 1及び4の届出や報告を行わないと罰則が適用されます。
伐採及び伐採後の造林の届出: 100万円以下の罰金
伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告: 30万円以下の罰金

【伐採届出制度の拡充】
多様で健全な森林を守るためには、森林を伐採した後に、適切に更新が行われることが重要であることから、森林所有者等に対し、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告が義務付けられました。
今後、本格的な利用期を迎えた人工林の伐採の増加が見込まれる中、こうした制度により、市町村長が伐採後の森林の状況をしっかりと把握し適切に指導・監督が行われることにより、更新の確保が期待されます。

立木所有権の移転等の流れ

公告の申請

共有林の一部の所有者が不確知である旨の公告をするよう市町村長に申請

市町村長による公告

▼ 不確知所有者等から申出がなかった場合

裁定の申請

立木持分の移転、土地使用権の取得に関する裁定を都道府県知事に申請

都道府県知事による裁定

不確知者の立木持分の移転等

補償金の供託

移転する立木持分等の額を補償金として供託

伐採等の実施

【共有者不確知森林制度の創設】
共有林の所有者の一部が所在不明な森林（共有者不確知森林）であっても、市町村長による公告、都道府県知事の裁定等の手続きを経ることにより、立木の共有持分の移転や土地の使用権を設定できることとなりました。これにより、これまで共有者の一部が不確知であったため伐採や造林を行うことができなかった森林において、森林整備を進めることが可能になります。

【鳥獣被害防止対策を強化】

深刻化するシカ等の野生鳥獣による森林被害対策を強化するため、市町村森林整備計画等において、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（「鳥獣害防止森林区域」）及び当該区域内における鳥獣害防止の方法を定め、計画に基づき、鳥獣害防止対策を推進することとなりました。

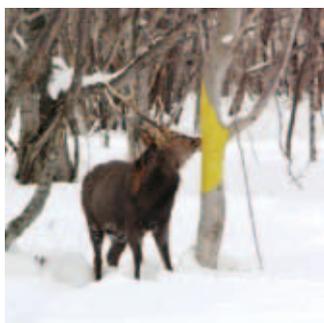
特に、鳥獣害防止森林区域内にある森林経営計画対象森林において人工植栽を計画する場合は、森林経営計画に防護柵の設置等被害防止対策の記載が必要となります（この措置は、平成29年4月1日以降に作成・変更する森林経営計画が対象です）。

区域の設定対象とする森林

- ・対象鳥獣による被害がある森林
- ・対象鳥獣による被害発生のおそれのある森林

鳥獣害防止対策の例

- ・鳥獣害の防止のための防護柵等の設置
- ・わなその他の方法による鳥獣害の原因となっている鳥獣の捕獲
- ・その他の当該植栽に係る立木を保護するための措置



【要間伐森林制度の拡充】

市町村長は、間伐等を早急に実施する必要のある森林（要間伐森林）について、その所有者に間伐等の実施を通知することができます。今般の改正により、要間伐森林の間伐等が実施されないことで影響を受ける者（利害関係者）が、市町村長に対して要間伐森林の通知をすべき旨を申請できることとなり、市町村が新たな要間伐森林を認識しやすくなります。

【林地台帳制度の創設】

市町村が、森林の土地の所有者や境界に関する情報を一元的にとりまとめた林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する新たな仕組みが創設されました。林地台帳制度は、平成31年4月から本格スタートすることとなっています。国が作成した整備・運用マニュアル等も活用し、都道府県・市町村において台帳整備に向けた取組が進められています。

【違法開発に係る罰則の強化】

1 haを超えて森林を開発するときは、周辺に悪影響が生じないよう森林法に基づく林地開発許可制度により都道府県知事の許可が必要となります。近年、無許可開発等の違反行為が増加しているため、今回の法改正では、違反行為者に対する罰則を、これまでの150万円以下の罰金から、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金へと強化しています。

【森林経営事業の拡大】

森林組合が自ら森林の経営を行う森林経営事業について、森林の保続培養及び森林生産力の増進の目的以外に、林業事業を行う組合員の利益の増進を図る目的でも事業を行うことができることとなりました。

また、森林経営事業の実施に際しても、総組合員の数が800人を超える森林組合においては、総組合員の3分の2以上の書面同意の手続に代えて、総会の特別議決を経ることで森林経営事業を行うことができるようになりました。

さらに、森林組合だけではなく、森林組合連合会も森林経営事業を実施することができることとなりました。

【生産森林組合の組織変更制度の創設】

生産森林組合の中には、更なる事業の多角化や事業規模拡大を図る意向を持っている場合等があり、このような組合については株式会社及び合同会社への組織変更が可能となりました。

また、組合員の高齢化や不在村化等により活動が低位となり、組合自ら森林の経営事業を行い得る体制を維持できなくなってきた生産森林組合等があり、このような組合については認可地縁団体への組織変更が可能となりました。